

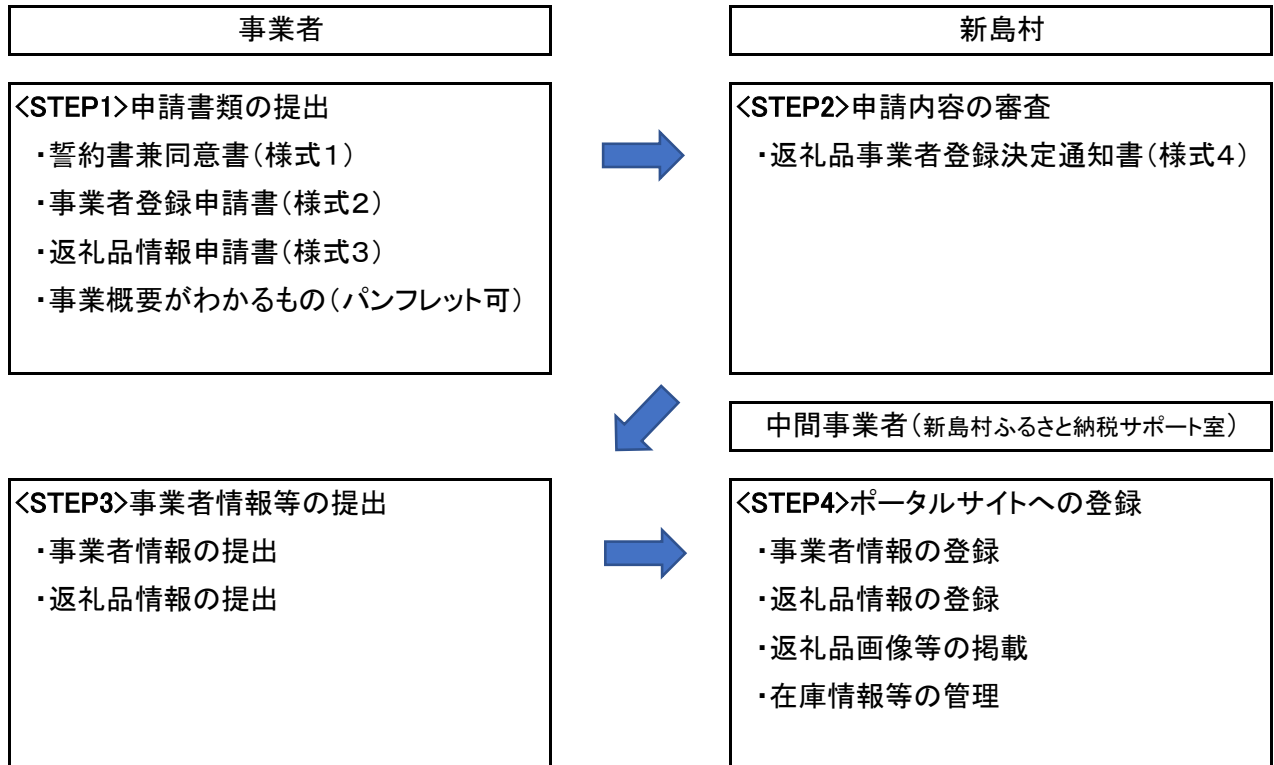
新島村ふるさと納税返礼品事業者募集に関するQ&A

※Q&Aに記載されている内容については、ふるさと納税制度に関連する法律、制度改正及び国等からの指針に変更が生じた場合、下記の内容に修正が生じる場合があります。

◆ふるさと納税事業全般について

Q1 返礼品提供に参加したいが、どのような手続きが必要か。

A1 以下の図をご参照ください。



Q2 返礼品発送までの流れはどのようなものか。

A2 当村の返礼品事業者に承認されましたら、中間事業者の担当者より返礼品発送までの流れについて、ご説明をさせていただきます。

◆返礼品事業者について

Q3 本社が新島村以外にあり、新島村内で生産する商品等を申請する法人、団体または個人事業者において、申請者欄の記載はどのようにするのか。

A3 法人の場合は、本社の代表者を申請者としてください。したがって、様式1の住所、事業者名、代表者名、法人印等は本社のものを記載及び使用してください。また、様式2の事業者名、代表者名、事業者情報は本社のものを記載し、所在地、担当者連絡先は村内の店舗等の情報を記載してください。個人事業者の場合も同様ですが、様式1の捺印については個人印を使用しても、差支えありません。

Q4 「村税等の滞納がないこと」とは、どのようなものか。

A4 個人・法人村民税、固定資産税、軽自動車税など、当村に納付すべき村税の滞納がないことを指します。

Q5 「インターネット及び電子メールを使用できる環境を有していること」が要件となっているが、なぜか。

A5 ふるさと納税事業は基本的にインターネットを媒体として行っているものであるためです。また、申請書等の提出や中間事業者との連絡には電子メールを活用することもあり、返礼品の管理等には管理システムを活用することから、インターネット及び電子メールを使用できる環境を有していることが必須となります。

◆返礼品について

Q6 「村の魅力を伝えることができる商品等であること」とはどういうことか。

A6 新島村の名物や名産として広く知られているものに加え、新島村がもつ地域資源のPRや魅力の発信ができる返礼品を求めています。また、返礼品をきっかけに当村への来島を促進し、寄附者との末永く深い関係を築くきっかけとなる返礼品をお待ちしております。

Q7 「安定供給」とは、どのような意味か。

A7 返礼品の有効期間内における寄附のお申し込みに対して、在庫不足等で返礼品の送付が不可能な状態になることなく、商品等を安定して供給することができることを意味します。

Q8 提供期間や季節が限定される返礼品の提供は可能か。

A8 春夏向けの商品や秋冬向けの商品など、商品の特性上、季節によって商品を変更することで魅力が高まるなどの理由がある場合は、返礼品の提供を認めます。また、手作りなどの理由で期間中、大量に供給ができない場合は、数量限定の取扱も可能です。

Q9 返礼品価格の考え方はどのようなものか。

A9 返礼品の価格は、荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格を含むものとします。なお、送料は別途新島村が負担しますが、クレーム等により商品の回収及び再発送を行った場合にかかる費用は、返礼品事業者の負担とします。

寄付金額は、返礼品の価格等(荷造・箱・梱包代・消費税を含む)及び総務省の基準に応じて当村が決定します。

Q10 返礼品の提供を取り止めざるを得ない事象が生じた場合、どのような対応をすればよいか。

A10 まずは、村総務課庶務係(04992-5-0240)及び新島村ふるさと納税サポート室(050-5530-3429)までご連絡ください。

Q11 食品の場合、原料の産地は輸入物でも提供可能か。

A11 原料の産地が輸入品の場合は、製造・加工等の工程のうち、主要な部分(品の付加価値または重量の50%以上の加工)を新島村内で行っていなければなりません。なお、製造・加工等は、実質的な変更を加える加工または製造であることが必要です。

Q12 村内の小売店等で販売しているものは返礼品にできないのか。

A12 販売のみで、村外で製造されているものは、返礼品にすることはできません。

◆その他

Q13 返礼品を提供することで、事業者にメリットはあるのか。

A13 寄附者様からの注文が入れば、売上に直結します。返礼品の情報はふるさと納税のポータルサイトに掲載され、インターネット上で幅広く品物の宣伝が可能となります。この他、返礼品に添えて自社のパンフレット等を送ることで、その後の販路拡大にもつなげることができます。

Q14 寄附者からのクレームには、どのような対応となるのか。

A14 原則、新島村ふるさと納税サポート室のコールセンターが一括で対応しますが、商品や体験型サービスの提供には責任をもって誠実に対応していただく必要があることから、返礼品事業者の対応を求める場合があります。

Q15 新規の返礼品事業者及び返礼品の追加は、いつでも応募することができるのか。

A15 いつでも可能です。「新島村ふるさと納税返礼品事業者募集要項」に基づき申請してください。

※その他、ご不明な点がございましたら、新島村総務課庶務係(04992-5-0240)までお問い合わせください。